

平成30年6月15日

東京都福祉保健局

「東京都受動喫煙防止条例に関する公開質問状」への回答

1 受動喫煙防止対策における民間事業者とその取組に対する知事の認識

質問1)

知事は、受動喫煙防止を考える上で、我々民間事業者のことを、対策を共に進める協力者ではなく、単なる規制対象とお考えなのでしょうか。協力者としてのご認識であれば、何故、このような重大な発表の前にご相談いただけなかったのでしょうか。発表した後になって意見交換を行っていただいても、この不信感をぬぐい去ることはできません。

日頃から、都の保健衛生行政にご理解、ご協力頂きまして感謝申し上げます。

都は、平成15年に施行された健康増進法を踏まえ、平成16年に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、これに沿って、皆様方とも協力しながら、受動喫煙防止対策に取り組んできたと考えております。

今回、国では、受動喫煙対策の強化を目的とした健康増進法改正案が国会に提出され、現在、審議されていますが、この背景には、健康増進法により、多数の者が利用する施設の管理者に、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられ、これまで、一定の成果を上げてきたものの、依然として多くの国民が受動喫煙を経験している状況があるとされています。

都においても、こうした状況を踏まえ、今回、条例案を提出いたしました。

この間、皆様方とは、平成26年10月に設置した「東京都受動喫煙防止対策検討会」でご意見を頂戴したほか、平成29年度及び平成30年度予算要望の際にも、意見交換をさせていただきました。

また、昨年9月に「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」を公表した際には、パブリックコメントを行い、事業者をはじめとする関係する方々も含め、約5千人から1万7千件近いご意見を頂きました。

今回提出した条例案は、国の法案との整合性を図った上で、これまでにお伺いした様々な意見に加え、本年4月の骨子案公表後、関係する団体の皆様や国との意見交換等を踏まえてとりまとめたものです。

受動喫煙防止の取組の重要性の認識については、皆様方と一致していると思います。今後も、受動喫煙防止対策を進めるために、是非、ご理解、ご協力をお願いいたします。

質問 2)

また、これまで、都内各地で展開している、我々民間事業者による自発的な受動喫煙防止の取組み、更には都自らが実施してきた分煙補助事業による店舗改装等について、知事はどのように認識されているのでしょうか。

都はこれまで、都民が受動喫煙による健康影響を受けることのないよう、「東京都受動喫煙防止ガイドライン」に基づき、皆様方とも連携しながら、禁煙・分煙等を表示するためのステッカーの飲食店への配布や、飲食店における喫煙室設置への補助制度など、様々な取組を進めてきました。

こうした取組により、受動喫煙防止対策は一定の成果を上げてきたと考えております。ただ、依然として多くの方々が受動喫煙を経験している状況にあることから、改正法案と整合性を図りながら条例案を提出いたしました。

本条例では、従業員を使用している飲食店については、原則屋内禁煙としていますが、事業者の判断で、喫煙専用室を設置できることとしており、条例の施行にあたっては、喫煙室等の設置や改修への補助を充実していく考えです。

2 従業員を守るということについて

質問 3)

東京都は、従業員を誰から守るというお考えなのでしょうか。

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。

そのため、健康増進法改正案では、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、原則屋内禁煙としています。

都は、従業員を受動喫煙から守る観点から、法案では経過措置が設けられている客席面積 100㎡以下で、個人又は中小企業が経営する飲食店についても、従業員を使用している場合に規制対象としています。

質問 4)

行き過ぎた喫煙規制で各店舗の業績が悪化し、雇用継続が困難になり、結果として従業員を守れなくなった場合のことについては、どのようにお考えなのでしょうか。

都の条例案は、健康増進法改正案と整合を図り、飲食店については原則屋内禁煙とした上で、一定の要件を満たす喫煙専用室の設置を認め、その中では喫煙可能としています。

今回の条例案で規制対象となる飲食店は、全体の約 84% となると見込んでおり、残り 16%

にあたる従業員がいない店舗についても、禁煙か喫煙可能かを選択できることとしています。

また、屋内禁煙を導入した諸外国では、「売上げには影響はない」「売上げが増加した」等の調査結果も出ています。

都の条例では、従業員を使用している飲食店については、原則屋内禁煙としていますが、事業者の判断で、喫煙専用室を設置できることとしており、条例の施行にあたっては、喫煙専用室の設置等に対する補助を充実する考えです。

3 条例への信頼を担保する具体的な仕組みについて

質問5)

条例の運用状況は誰が、どのように検証し、条例の実効性はどのように担保していくのでしょうか。

質問6)

特に、小規模飲食店において「従業員が一人もいない」ということを、誰がどのように検証し、その後、変動していく雇用実態をどのように継続的に把握していくのでしょうか。

質問5、6については、まとめてお答えします。

健康増進法の改正案では、保健所が指導、勧告や命令、罰則の適用、立入検査等の業務を担うこととしています。

本条例案は、国の改正法案に上乘せ・横出しするものであり、都としては、本条例に係る業務についても、保健所に担っていただきたいと考えています。

現在、各保健所においては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可や監視指導を通じて管内の飲食店の状況を把握しており、従業員の有無についても把握できると考えています。

また、保健所が確認した内容に変更が生じた場合には、その旨を保健所に報告いただく考えであり、現地確認等の必要が生じた場合には、条例に基づき立入検査できる仕組みとなっています。

なお、カラオケ店や麻雀店、事務所など、飲食店以外については、改正法案では、例外なく原則屋内禁煙とされており、都条例により独自の規制がかかるものではありません。

4 都内の受動喫煙防止対策の現状を踏まえた対策について

質問7)

たばこは課税対象の嗜好品として国内で販売されており、各個人が自らの意志で喫煙・禁煙を決めています。そして、東京では区市町村による屋外禁煙が先行しており、屋外での喫煙を原則自由としている外国の諸都市とは大きく喫煙環境が異なります。

また、喫煙マナーについても一部マナーの悪い方がいるのは否めませんが、総じて大きく向上しています。こうした日本のたばこ制度と東京の特徴そして喫煙の実態を踏まえ、全て都条

例で決めてしまうのではなく、一律の対応では括り切れないところについては、事業者とお客様に選択の余地を残していただくことも必要と考えますが、知事は、如何お考えでしょうか。

都の条例は、多数の者が利用する施設において、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止することを目的としています。そのため、国の法案と整合を図り、原則屋内禁煙を基本としながら、事業者の判断で、一定の条件をクリアした喫煙専用室を設置できることとしており、従業員のいない飲食店については、禁煙か喫煙を選択できることとしています。

都が目指しているのは、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごすことができる街を実現することです。条例の施行にあたっては、飲食店における喫煙室の設置や区市町村が設置する公衆喫煙所に対する支援も充実していく考えです。

5 国法との整合性、都条例制定の合理的理由について

質問8)

国と同様の目的達成を目指す中、今回、国の改正法案よりも、都独自の条例でより強度な規制を行おうとする合理性、ならびに、特段の必要性、とりわけ、他県と東京都の違いも含め、どのような有事の実態があるのか等、明確なご回答をお願いします。

健康増進法改正案は、原則屋内禁煙としながら、一部の既存飲食店について特例を認めています。これは、全国一律の規制として特例を認める限度で規定したものであり、いわゆるナショナルミニマムを定めたものです。

受動喫煙から都民を守るという都条例の目的は、国の考え方と異なるものではありません。しかしながら、都内には飲食店が、事業所数・従業員数ともに全国で最も多く集積しており、また、それらを利用する住民や、国内外からの訪問者の数も突出しているという地域特性があります。受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員や、健康影響を受けやすい子供などを受動喫煙から守ることが必要です。

こうしたことから、改正法案の内容を補完するものとして都が条例を制定することについては、必要性和合理性はあると考えます。